

様式（第8条関係）

審 議 結 果

次の審議会を下記の通り開催した。

審議会等の名称	第1回 益田市人権・同和問題解決推進委員会
開催日時	平成28年8月31日（水）13時30分から15時40分まで
開催場所	市民学習センター 多目的ホール
出席者	○出席者 [審議会委員]水上芳枝委員、佐々木直委員、齋藤眸委員、田原喜世子委員、安部利一委員、福田綾子委員、寺戸和子委員、熊谷和男委員、高橋康子委員、月輪一弘委員、尾庭昌喜委員（委員長）、大羽恭子委員、村上三恵子委員 [事務局]原伸二福祉環境部長、田中智人権センター館長、山下晶子主幹、細川智行主任 ○欠席者 [審議会委員]宮本善行委員、松田淳委員、安成甲委員、椿孝二委員、永田賢治委員、青戸早苗委員（副委員長）
議題	(1) 平成28年度事業計画について (2) 益田市人権施策推進委員会規程について (3) 益田市人権・同和問題基本計画の改定について (4) 人権・同和問題に関する市民意識調査について (5) 益田市人権・同和問題基本計画案について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

審議結果

1 開会	
2 会議の成立について	
事務局	○委員19名のうち13名の出席により「益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則」第5条2項に基づき会議が成立している。
3 開会あいさつ	
尾庭委員長	それぞれの立場でお忙しいのに、こうしてお出かけいただきまして会をもつことができることを大変嬉しく思う。 第1回目の委員会だが、通常の議題と、ただ通常の議題については3月に昨年度の2回目の委員会でかなり報告させていただいたということもあ

	<p>り、今日は益田市人権・同和問題基本計画の計画案についての重要な審議となる。事前に委員の皆様には資料をお渡しして目を通していただいたと思いますけれども、今日ともう一回と時間の制約もありますので、是非、率直なご意見を出していただいて、よりよきものにしたいと思っていますので、どうかよろしくお願ひしたい。</p>
<p>4 議事 (1) 平成 28 年度事業計画について (資料 1)</p> <p style="text-align: right;">田中館長より説明</p>	
委員長	平成 28 年度の実業計画について、ご意見・ご質問等あればお願ひしたい。
齋藤委員	今、28 年度の実業計画を説明され、私も一読してきた。女性あるいは子ども、それぞれ実業計画に沿って書いてあるが、全体的に、基本的にはどういふ状況であるのか、もうちょっと要点を言っただいた方が論議しやすいと思うが。
委員長	今の件に関して、どうですか。
事務局	具体的な取組の部分だが、それぞれの実業計画が主題であり、中身ということでしょうか？
齋藤委員	例えば、1. 女性、ウ. 働きやすい職場づくりのところ、実業計画では、①関係機関からのパンフレットなどを企業や実業所に配布とあるが、具体的にはどのように配布しようとしているのか？アンケートやら色々しているが、どういふふうに取り組もうとしているのか？例えば、子どもの問題についても、計画には、保健活動、医療及び教育体制の構築とあるが、具体的にはどのようにしようとしているのか、もっと分かりやすく、どのように取り組もうとしているのか、伺いたい。
尾庭委員長	只今、委員がおっしゃられたのは、例えば、女性の、働きやすい職場づくりで、①関係機関からのパンフレットなどを企業や実業所に配布とあり言葉としては分かるが、具体的にいつ、どのように、どういふ形で、と説明があればいいということでしょうか？そのように質問の趣旨は考えてよろしいか？
齋藤委員	そんな中で、男女共同参画あるいはマタハラ、具体的にアンケートがあるという状況で改善をどういふふうにしようとしているのか？パワハラや休みたくても休めないといういふような実態が企業の中にあるのかあるのか？アンケートの中で整理されていると思う。そのことを具体的に改善するためのパンフレットを作っていないと、進まない、分からない。我々も職場の中で色々な問題を抱えているから、その問題を解決するための手法、どういふふうにとろうとしているのか、あるいは、やりませんか、という位置づけでないといふ具体的に何をとり組んでほしいのか、分からない。
尾庭委員長	他の委員から関連した意見があれば伺いたい。
佐々木委員	確認だが、資料 1 は、今年度の計画に基づく各課の実業計画、それで間の資料やアンケートを考慮しながら、最終的に資料 7 の来年度からの計画案に向かっっていくということによい？先程齋藤委員が言われたように、全体

	的に考えにくいので、女性なら女性問題に限って取り上げ、1つの課題ごとに考えていって、最後に改善を考えたら考えやすいのではないかと思う。
尾庭委員長	今日の会の大きな流れは、議事を見ていただければいいが、まず、通常の議題として、5カ年計画の最終年度としての28年度の事業計画を今説明いただいた。2番目は、先程齋藤委員がおっしゃったように、来年度以降の5カ年計画を立てるための資料説明と、最終的には(5)にいくわけだが、5カ年計画を立てていこうという流れで、今日の会を捉えていただきたい。そのうえで、28年度についても、本当はここにしっかり時間をかけてやるべきだと思うが、議題も色々あるということで、館長から簡略な説明であったと思う。齋藤委員のおっしゃるように、字面だけではなくて、具体的に何をどのように実態を把握しての活動でないかと本当に生きた活動計画にならないのではないかと私も思った。何かコメントがありますか？
事務局	28年度の事業計画については、本来であれば所管課の代表が来て1つ1つ細部に対して質問を受けたら説明できるようにしたかったが、開催時期等事務局の都合、議会と重なり今回は担当課の職員が同席できないという中で、事務局の方で質問がでて即答できればそこで即答するが、即答できなければ預かって帰って、次の会議の時に担当課より詳しくご説明させていただきたい。所管課が人権センターについては、今日の事務局の方で担当しているので詳しいご説明ができると思う。忌憚のない、これはどういう事業で展開していくのかといったご質問で、即答できるものはここでお答えさせていただくが、大変申し訳ないが、他の課に関することは、次回報告させていただきたい。
尾庭委員長	事前に話し合った中で、次回の会には担当課の方も出ていただくような方向で考えてはどうかといった話も出ている。今の話と合致するわけだが、齋藤委員、いかがでしょうか？
齋藤委員	そういうようなことであれば仕方ない。
尾庭委員長	人権センター直接のことについては、ここでも即答できる。場合によっては、持って帰るということもあるかもしれないが、ご質問等ありませんか？よろしいですか？先を急ぐようで申し訳ないが、議事(1)は、終えさせていただいて、(2)(3)は関連しているので合わせて事務局の方から説明いただきたい。
<p>(2) 益田市人権施策推進委員会規程について (資料 2)</p> <p>(3) 益田市人権・同和問題基本計画の改定について (資料 2)</p> <p style="text-align: right;">田中館長より説明</p>	
尾庭委員長	只今、資料 2 に基づいた説明で、大きなポイントが 2 つあったと思う。1 つは、新たに益田市人権施策推進委員会規程をこの 6 月 6 日に策定したということで、この趣旨は、人権・同和問題について 1 つの担当部課で考えるのではなくて、益田市全庁挙げて取り組もうという、市のために作られたということである。2 番目は、29 年度からの 5 カ年計画の基本計画をどの

	<p>ように実施していくかタイムスケジュールも踏まえて、ご説明いただいた。以上のことについて、ご質問等はありませんか？内容はよろしいでしょうか？パブリックコメントという言葉は、近年使われている言葉だが、ご承知かと思うが説明はいいですか？案を情報として出して、皆さんの意見を広く伺うということで、それはまた、それに対して答えて、まとめていくということだと思う。それでは、資料 2 については特にありませんか？次に、資料 3 の説明をお願いしたい。</p>
	<p>(4) 人権・同和問題に関する市民意識調査について (資料 3、4、5) (5) 益田市人権・同和問題基本計画案について (資料 6、7)</p> <p style="text-align: right;">山下主幹より説明</p>
<p>尾庭委員長</p>	<p>先程、資料の 3、4、5、6、7 まで合わせて説明があった。資料の 3 についてはアンケート調査の内容、これは、昨年度の委員会の時にも準備が十分できるのかということが話題になった。ちょっと厳しいのではないかと、例えば 1 年ずらすのはどうかという話もしたが、行政の継続性、1 年ブランクを空けるわけにはいかないということで、とにかく間に合うようにやろうということでスタートした。あの時出た意見で、アンケート調査は色々やるけれども、近年、益田市以外でも回収率が非常に低いということが話題になった。回収率を高めるためにどうしたらいいか、という話し合いもなされた。その中で出てきたある程度の方向性として、アンケート調査を受け取った人が、まず、アンケートの内容が分かりやすく書いてあるかどうかということ、それから、あまり項目が多すぎるともうやめてしまえと成りかねないということがあった。事前にこういうのがあるよと説明する機会があるといいなというような話もあったと思う。今回も回収率向上をめざしたが、最初の説明にもあったように 4 割ということで、個人的には 5 割は欲しいなと思ったが、残念ながらこういう結果だった。質問の項目も前回よりは減らしているというのが実情、できるだけコンパクトにしようということ、そうはいいながら、この 5 年間の実態、社会の流れが変わったのでそれに必要なものは付け加えていこうということで、アンケート調査がなされた。それから、資料 4 はその結果をまとめたものということで、どうしたら分析するのに分かりやすいものになるか、事務局の方で相当苦勞して作ったと思う。資料 5 で、かなり説明があったが、もう少し聞きたいことがあれば、ご質問等お願いしたい。アンケートでよく取り上げる方法として、時系列で 5 年前のアンケートと今回を比べるもの、ただ、文言が一緒の所もあるし、一部変わったり、省略されたところもあるし、すべて同じような質問で比べることはできないが、比べられるものは資料に平成 23 年度、平成 28 年度という形で比べてある。人権全般と個別の課題についての説明であった。ご質問をどうぞ。この部分に関係して資料 6 の改正案の項目が先程の説明に、若干変わったり、新しく付け加えられたりすると思う、その基礎資料になるところではないかと思う。質問がないようでしたら、資料 6 に入りますが、本来ならば、基本方針を作っ</p>

	<p>たうえで、個別の課題に入るべきなのか、色んな手法はあると思うが、今回は最初の説明のように、課題別・領域別に検討して、今日の意見を踏まえて、次回、今日話された意見等を合わせ、基本方針等を考えていくという説明だった。資料6で左右見比べていただき、何かお気づきの点とか、何でこんなことになったのか、とかご質問等ございませんでしょうか？</p>
尾庭委員長	<p>資料6で、領域が女性に始まってずっと繋がって、それに沿いながら資料7とセットで話を伺っていきたい。まず、女性のところで、平成24年改定と今回の改正案で一部言葉が変わっている。女性問題というけど、個人的な意見でいえばこれは男性問題、男性がいかにか捉えるかだと思う。大いに発言していただきたい。先程、事務局の話の中でこの案づくりに関連して、前回どのように進められたか承知していないので間違っていたら訂正していただきたいが、通常、アンケートをしてそのアンケートを分析して案を作るのが一般的なパターンである。前回の益田市もそうであったかなという気がしているが、今回は、それだけではいけないのではないかと、関係団体の代表の方にヒアリング、お話しをお聞きするというようなことをしており、貴重な意見が出ていた。それに関連しながら、触れていただけたらと思うが、高橋委員さん、ご意見等ありましたらお願いしたい。</p>
高橋委員	<p>資料が多くてどこから読んだらいいのか本当に大変だった。ざっと読んでまた、戻れば何となくわかる。途中しっかり把握していないが、改定のところで24年と同じ「働きやすい職場づくり」とある。資料5にも女性問題の課題として、実態の把握を行いながら改善に向けて具体的な取組、とある。働きやすい職場という、庁内の協議というと庁内だけになるので、一般の企業とか会社、個人は難しいかもしれないが、アンケート調査等を踏まえて実態というのを入れていただきたい。子どもの方だが、前回には「ウ 特に支援が必要な子どもや家庭への支援」とあり、今回改定案にはないが、計画の中にはそれが入っているか、その部分も盛り込まれるのか、伺いたい。</p>
尾庭委員長	<p>1つは、女性の「ウ 働きやすい職場づくり」に関連して、職場の実態はどうか、掴む手立ても必要ではないか、2つ目は、子どもについて、特に支援が必要な子どもの対応の話があった。関連して、他の委員さん、いかがでしょうか？</p>
水上委員	<p>教育委員の代表ということで来ているので、子どものところの、「ウ 特に支援が必要な子どもや家庭への支援」が、改定案では具体的な表現がなくなっただと見受けられる。この内容が含まれた形で、ア～オになったと捉えてよろしいでしょうか？現在、支援の必要な方たちがとても多いと思うし、色んなことをするうえで基礎となる大事な部分になると思うので、もう少し分かりやすく表現した方がいいと思う。(改正案の)ア～オ全体に広まったように捉え方をしたと申し上げたが、そういう捉え方で良かったかどうか伺いたい。</p>

佐々木委員	「ウ 特に支援が必要な子どもや家庭への支援」の部分が抜けていると感じた。水上委員と同じ捉え方で、左側の項目が右側が変わったと捉えてなくて、左側の項目が細分化されたり特化されて、右に出ているのだろう、左のものがなくなったとは捉えはしていない。子どもの部分で言うと、生活環境とか生育環境を整えていくという取組とか視点が抜けてしまっているかと感じた。
尾庭委員長	2点ほど話題になった。子どもの方で、(改正案では)進化したのか、薄まったのか、ということだと思うが、どのように考えたらいいか説明をお願いしたい。
事務局	現行計画で、「ウ 特に支援が必要な子どもや家庭への支援」で施策の内容として書かれているのは、虐待防止のために関係機関が連携してリスクのある家庭への支援を行いますとか、要保護児童対策地域協議会を中心に総合的な支援に努めます、といったことである。それを具体化したものが、今回「ウ 乳幼児や児童への虐待防止の取組」というところで、内容は包含しながら言葉として示した。先程、佐々木委員からの、生活環境の整備とか、そういったところの内容がなくなっているのではないかといったご指摘もいただいた。削除したつもりはないが、内容を見ていくとそういった部分が不足しているのではないかと思うので、事務局の方で修正を加えていきたいと思う。
田原委員	乳幼児の虐待とイコールくらいに子どもの貧困という項目を設けていただきたい。一人親で色々手当もあるが、現状は、生活能力に繋がるのか分からないが、お金がないと言いながら、物質に追われて、本当の日常の朝昼晩の食事、食べるものがないという子どもも実際にいる。国をあげて子どもの貧困、民生委員の立場からも子どもの貧困ということに目を向けているので、虐待の次に子どもの貧困の項目を設けていただきたい。
安部委員	今の話は子どもの生活に関わるということが抜けているということで、(先ほど事務局から)付け加えようということで関連している。私も子どもの貧困については思っているので、生活ということで話が出たので、そこに入っていくのではないかと思う。
田原委員	生活では漠然としている。項目として、取り上げていただきたい。
尾庭委員長	子どもの件について、特に支援が必要な子どもや家庭への支援では、中身がどういう形を想定しているか、ということだが、1つは生活上貧困である、苦しい家庭状況における子どもたちへの支援、もう1つは、特別支援を必要とする子ども達、統計上 6.5%は存在していると言われている。そういうものも含んでいる中身かと私は受け止めていた。今、色々意見が出て、どういう文言にしていくか検討していただくとして、子どもの貧困は、今日本における非常に大きなテーマだ。日本は豊かなはずなのに何でといったこともあろうかと思う。相対的貧困、しかも貧困というのは、負の連鎖で連鎖していくというのが一番怖い。その点のきちんとした視点が必要では、これは検討していただくということではよろしいでしょうか？

	次に、高橋委員から最初に提案していただいた、働きやすい職場づくりというのは、日本の総理も総活躍時代とか女性が輝くということをおっしゃっているの、全体的にはそういうことなのだと思う。では、具体的に働きやすい職場づくりとはどうなのか、現場の実態に応じた取組が必要なので、そういうことで実態調査も、と話があったが、その点について何かあればお願いしたい。
事務局	今回の意識調査でも問題意識として一番高かったが、これはあくまでも意識調査なので、職場での実態、ハラスメントに限らず色々な職場環境の実態について調査をすることは大切なことだと思っている。事業所の方にもご協力いただきながら、実態調査ができるように進めていきたいと思う。
尾庭委員長	実態把握に努めたいということであった。益田市には、人権を考える企業等連絡協議会もあるので、そこらへんとも連携できるのかなと思う。
佐々木委員	資料 7、女性の一番下のところに、ワーク・ライフ・バランスの実現という言葉が使っているが、自分の感覚ではワーク・ライフ・バランスのとれた、という表記の方がよいのではないかなと思う。
尾庭委員長	ワーク・ライフ・バランスをどのように捉えて、その文言の使い方についてご指摘いただいた。とれた方がいいのか、このままでいいのか検討していただきたい。 次に、高齢者、何かあればお願いしたい。
尾庭委員長	前回、ア・イ・ウであったのが、ア〜キに増えている。これは、5 年間の特に益田市における高齢化という実態と合致することかという気もしている。携帯を持っていると、しょっちゅうメールが入る。それは、高齢者に対して色々な詐欺情報、騙されないようにということが毎日のように入ってくる。私たちはそれを受けているが、肝心の騙される人のところにはメールがいったないのだろうなという気がする。今、おそらく日本の最先端をいっている地域だろうと思う。ピークを迎えつつあるという気がするが、齋藤委員さん、高齢者に関して、だいたいこの項目でよろしいでしょうか？
齋藤委員	項目それぞれあがっているが、同じような体制整備という部分が全て一つのものにつながっていくということで、もっと地域における高齢者の実態みたいなもので問題を解決する策について、特化した具体策をしていかないと、高齢者といっても色々いらっしゃるわけで、それはいかがなものかなという感じはした。今まで市がやっていた市民後見の養成講座を社会福祉協議会で対応しているが、認知症で判断能力がなかなかもうとれなくなっている中でどういうふうにしていくかということで、成年後見制度というのがある。その制度の問題の中で、弁護士さんや色々な方がいらっしゃるが、ただそれだけでは非常に高齢者、認知症の高齢者など判断能力を擁護する方が増えてくるという地域の実態がある。それに対して市民後見という方で市民の皆さんがどう対応しようとしているのかについても社会福祉協議会では養成講座を盛んにやろうということで 1 年間やってきた。そう

	<p>ということが具体的なものとして連なっていないと、それをどういうふう に解決されようとしているのか、取組というだけではなく、もうちょっと 具体策をもって、それぞれの、ただ行政だけがやるというのではなく、色 んな機関との連携という問題と具現化するための方向性を示していかないと、 ただ旗をあげてそれで何とかなるんだという地域の現状ではないと私は 思っている。逆に本気でやるというか、具体的にどういうふうにするとい うか示していかないと地域的に行政がやってくればいいけど、なかなか そうはいってないわけだから、そこをどう構築するかということが提案 としてちゃんとした道筋をつけるような位置づけが、全般にいえることだ と思うが、そこが尻切れとんぼになってしまっはまずいなと感じている。</p>
尾庭委員長	<p>関連して何かありますか？よろしいでしょうか？</p> <p>例えば、高齢者に限れば高齢者と一口にいうけども、高齢者の中でも言い 方はおかしいが格差があるし、支援される人と支援する人がいる。それを どういうふう具体的に持っていくか、よく社会福祉の言葉で、公助、共 助、自助があるが、その3つのバランスを取って、では具体的に具体策が 出るかというところをやらないと言葉だけ美しくても基本計画の意味はな いということ、これは全体を貫く思想だと思うのでありがたく受け止めさ せていただいて、そういう姿勢で取り組むということで受け取らせていた だきたい。よろしいでしょうか？</p>
尾庭委員長	<p>次に、障がい者のところで、ご質問はありませんか？</p> <p>ヒアリングで、内容を読ませていただいて感動したが、安部委員が丁寧に 回答していらっしゃる。安部委員さん、関連して何かありますか？</p>
安部委員	<p>皆さんご存じのように、障がい者といってもそれぞれ違い3障がいある。 身体障がい、精神障がい、知的障がいがある。精神障がいの中には、先程 尾庭委員長がおっしゃった発達障がいも入ってくる。個々ばらばらという 面があり、非常にひとくくりでいうのは難しい。相談があったケースで、 作業所で関わっていると、身体障がいの方とか精神障がいの方、知的障 がいの方がいらっしゃるが、就労していても一概には言えないが、身体障 がいの方は、自分はやってきたという自負心、ポリシーを持っている。ある 面では、自信を持っていらっしゃる。精神障がいの方は、自信がない、み んなから何か言われそうだという不安があって、びくびくしている。片方 は自信がある、片方は自信がないという、同じ障がい者でもそういう状況 である。発達障がいだとなかなかコミュニケーションがうまくとれないと いうところで、一概に言えないがそういう方に対する理解をどのように深 めていくかという、啓発ということがそこで必要になってくる。そういう 問題もあって個々によって違うので、その人たちの思いを捉えていかないと なかなか難しいと感じる。近年、全体的にそういうことに対する意識が 啓発されていって、特に養護学校が益田に設置されてかなり年数が経って いるが、益田駅前の方では養護学校、のぞみの里とか、あゆみの里に行か れる人が集まる。そういう人に対するまわりの人の目とか、まわりの対応 の仕方とか、以前とだいぶん違っているなど感じる。だから、すぐにはな</p>

	<p>らないけれども、そうしてお互いに触れ合うことが大事かなと感じる。相模原の事件があったが、精神障がいとか知的障がいに対することで、また、偏った見方というのが出てくる危険性はあるので、そのあたりは気をつけていかなければいけないと思っている。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>障がい者に関連することで、私共、あいサポート運動をやっている。やっているが、まだ、全体的な運動になっていないと思っている。企業の中でも、あいサポート運動がどういうものかということで、出前講座とか要請がある。障がいの問題というのは、その間も権利条約やら色々批准されているし、差別解消法とか法律的には整理がされていると思うが、実態として対応できているのかというと、ここに書いてある3つの言葉だけでは決して今の現状は動かないと思っている。だから、あいサポート運動を全市民的にみんなでやろうという、旗揚げではないが運動論としてどう地域にアピールしていくのかどうなのか、ということをしていかないと、権利条約がどうだとか差別解消法がどうだとかと言っても具体的な運動論になっていない。うちの職員に対してもあいサポートのバッチをつけてやろうと意思統一してもなかなかバッチがついていないという現状がある。それは、益田市全体の市民の皆さんの障がい者に対する理解、先程も駅前のお話が出ましたが、なかなかトイレが直せない。あの段差がなかなか直せない。あの段差は30センチ位しかないのに、今日も障がい者の方が何とか直してほしいと主張したが却下されたと話しておられた。そんなに難しい話ではないと思うが、我々の範疇ではないというか、いわゆる他の機関がやるんだという、たらい回しみたいな、そういうものがどうしても出てくることがある。人権の問題はずっとつきつめて続けていくこと、それを市民の運動として、最初に言ったように、ビラを配ったり、啓蒙したりということをしていくことが重要で、それは行政でしかできないことではないかと思っている。</p>
<p>尾庭委員長</p>	<p>今、人権という言葉が出たので少し触れさせていただくと、人権という言葉はよそから入ってきた言葉で、英語でいうと、ヒューマンライツ、複数形でいう、理念ではなくて人権というものは具体的なものですよということが基本でそのことを今おっしゃったと思う。障がいは、実は自分には関係ないということはありません。言い方は悪いが、私もある種の障がいを持っている。年取ると否が応にもそうなる可能性はあるし、安部委員さんがおっしゃったように障がいをひとくくりにしないことが非常に大事ですね。それは、高齢者もひとくくりにしないということが基本だと思う。その中で、ちょっと難しいのは見える障がいと見えない障がい、見えない障がいをどう見るかということは大きな課題である。もう一つは、重要なことをおっしゃったが、知ること、知らないままに色々な偏見が生まれてくる。昔私聞いたが、「同和怖いよね」と言う人がいた。「えっ本当に怖いのか？ どういう体験をしたの？」と聞いた。「僕は経験してないよ。他の人が言ってた。」そういう類がほとんどで、実際にすべてのことについて関心をもって知れば、ほとんどの問題は解決するだろうと思うが、まだそこ</p>

	<p>に至っていない。それをどう知る、関心を持たせるか、方向にもっていくか、さっきの話だと思う。障がいには 4 つ壁があると言われている。1 つは物理的な壁、例えば車いすでトイレに行けるか行けないか、まちを自由に歩けるかどうかということ。次は文化的社会的な壁、例えば今日ここに耳が聞こえない方がいらっしゃったら私がしゃべっていることは聞えない、ではどうするかという問題。例え耳が聞こえなくても他の人と一緒のように楽しい生活を送りたいわけだから。次は心理的な壁、よく聞くが「かわいそう」という言葉、不便だけかわいそうな存在ではない。もう一つは法的な壁、だんだんと取り除かれているがまだ 100%法の壁がなくなったわけではない。障がいについて、他に何かありますか？</p>
大羽委員	<p>高齢者にも子どものところにも出たが、障がいのある方に対して虐待をするということがあると思うので、避けたり、傷つける言葉を使うとかも含めて、そういったことも入れていただきたい。</p>
尾庭委員長	<p>次に、同和問題のところに入りたい。これに関連して何かございますか？</p>
福田委員	<p>今回新たに改定案として、人権センターの充実とあるが具体的にはどんな事業なのか、あれば教えていただきたい。(資料 7 には、) 地域住民のニーズをに合わせてと書いてあるが、どういうことがあるのか教えていただきたい。</p>
尾庭委員長	<p>資料 6、「エ 人権センター事業の充実」とあるが、これが入ったのは素晴らしいと思っているが、具体的にはどういうことかということでしょうか、説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>具体的な事業だが、資料 7 の 8 ページに書いてあるように、地域住民のニーズを把握してということで、まずこの辺の部分から進めたい。人権センターは隣保館という形で設置している。隣保館の事業として、相談活動を主にやっているが、住民のニーズを把握してより具体的に地域へ出向くなどしてやっていこうということである。</p>
尾庭委員長	<p>資料 7 の 8 ページ (4) 人権センター事業の充実と書いてあるが、具体的なものとして、人権センターは隣保館という話が出たが、島根県に 10 館あるが、本来は被差別部落のあったところに隣保館があるというのが出発点だったと思う。益田市のように全体を含めて出来ているという形で、考え方も変わりながら今きている。つまり、地域住民との交流、知り合うということ、さっきの障がいのところで出ましたけど、知らないから人の話を鵜呑みにするということをやっている。出前講座などを考えたらどうか、具体的には出ている。センターで色んな講演をするから皆さん集まって聞いてくださいというのはある意味受け身だが、来れない人もいるし、そこに出かけて行って少人数でも何かしたらいいのでは、と今まで話題になっていた。その辺も検討していただいたらと思う。同和問題に関連して何かありますか？</p>
齋藤委員	<p>人権センターの生活相談事業は、とても主要な事業として今までもやって来られた位置づけがあったと思うが、社会福祉協議会が生活困窮者の自立</p>

	<p>支援事業を 27 年度からスタートしている。事業の中に生活相談そのものを具体的にしようということで、始まる段階では人権センターの館長に話をした。相談事業を人権センターの事業と連携してやることは、お互いのニーズ、必要とされている方々、生活困窮という問題だけでなく色々な生活相談があるから、この中にも交流という問題が加わって、人権センターがただ相談事業をやるということだけでなく、全般的な問題として連携しながら幅広い生活相談、あるいは、そういうことをしていく必要が生まれてきているのではないかと思う。現に、そういうアプローチを私の職員もかけたと思うが、そういうことを交流事業という形の中で、手を組んだらどうかと思う。</p>
尾庭委員長	<p>他のことにも関連しながら、相談という、同和問題に関わるアンケートの中で、差別にあった時どうするの、という設問がある。圧倒的に多いのは黙って我慢する。それから、身近な人に相談する、親であるとか兄弟であるとか知人であるとか。同じ相談するのでも、例えば、県や市や人権擁護委員とか弁護士とか警察とか、統計上は圧倒的に少ない。これは、どういうことなのか、ということは非常に重要なことを言われているのではないのでしょうか？知られてないのか、あるいは、どこに相談していいのかわからないとか、それにも係るお話だったと思う。どこに行ったらいいかわからなくてそこに行った、そこでたらい回しにしないでワンストップでどう対応できるか、もちろん相談の内容によってそこですべて解決することはできないから、最後まで繋がるような相談を受けるということを確立したらすごいなと今の話を聞きながら思った。</p> <p>相談等について、何かありますか？</p>
佐々木委員	<p>先程館長さんが説明された中で、隣保館としての位置づけ、隣保館機能を有しているという部分を言われたが、この文言にはっきりと同和教育に対して特化された役割を担っている施設として、隣保館として位置づけを明記されてもいいのかな、と思った。人権センターだから、すべての人権に関して色々な役割を果たしていくわけだが、隣保館としての側面を、側面という言葉がいいかわからないが、隣保館の機能として同和教育に対して本当に使命をもって存在しているわけだから、はっきり明記された方がいいのかなと思った。</p>
尾庭委員長	<p>それは、資料 7 の中で明記ということ意味合いでしょうか？位置づけをきちっとするというのでしょうか？</p>
佐々木委員	<p>はい。人権センター事業の充実のところできちんと位置付けを明記するということだ。</p>
尾庭委員長	<p>名前は人権センターとか、隣保館、今でもあるが、基本の精神は隣保館ですね。文言の中で位置づけは出来ないかなということだったので、検討をお願いしたい。</p> <p>次に、外国人ということに関して、何かございましたら？特にありませんか？これは、私の個人的な意見だが、世界は難民問題・移民問題に揺れている。日本がどう対応するかというのは、国際社会の中において日本の立</p>

	<p>ち位置は世界に注目される存在だろうと思う。それもあるが、外国人がこれから増える可能性がある。それとどう付き合うか、オリンピックをめぐるでも4000万人の観光客と言っているが、どの国の人に対してもきちんとそういうことが出来るのか、あるいは、住んでいる人たちに対してどうなのか、大きい課題でもあると思う。(資料6の)右側の方で前のよりも具体的な形での文言になっていると思うが、ア・イ・ウ・エというところで、特にございませんか？特にないようですので、軽く見るわけではなく、みんな同じように重たいが、7・8・9以降のところでは何かお気づきの点、ご質問等あればお願いしたい。</p>
水上委員	<p>「10. インターネットによる人権侵害」のところだが、子どものところで「情報モラル教育の推進」とあるが、近年、携帯電話等それから色々な情報の件で、健康的にも、また、事件に巻き込まれる子ども・少年が多い中、少しこのところを改めて強調する必要があるのではないかと感じている。学校現場では、特に警察の方をお招きして、色々な教育をしたり、親子のそういった講座をしたり、情報モラルについての取組はしているが、色々な方面から気をつけて、特に小学生というよりも中学生・高校生、これから大人になりかけのところの人たちをしっかりとケアしていくことは大事だと思う。こういったことがいじめに繋がったりといったこともあるので、「2. 子ども」で謳われている「オ 情報モラル教育の推進」に合わせて、「10. インターネットによる人権侵害」のところにも何か一つ項目があるとさらに強調されるような気がする。</p>
尾庭委員長	<p>ありがとうございます。関連してありますか？おそらく委員の皆さんもそうだなと受け止めていらっしゃると思うが、素晴らしいものというのは、プラスとマイナスが必ずあるということで、そのマイナスをどう減らせるか、が課題だろうと思う。(水上委員が)おっしゃったように、まず小さい頃から脳の生育についてどうかということも非常に大きな課題になっているし、それから、インターネット等をめぐる犯罪に巻き込まれるとか、巻き込む、あるいは、いじめ等々、色々関係してくる。私が知っている具体的ないじめ問題に関連してもある。ここをもう少し重要視して、それは検討していただけますか？</p>
事務局	<p>はい。</p>
尾庭委員長	<p>はい、ありがとうございます。他にありましたら？</p>
佐々木委員	<p>「8. 北朝鮮当局による拉致問題等」のところだが、最初現状と課題の中で、他の課題では本市においても出ています。今団体で活動されている方もおられ、本市においても益田ひろみさんのことがあると思うので、具体的に現状と課題に入ってくるといいのかなと思う。北朝鮮当局による拉致はとある、一段目と二段目の間に、本市においてもというところで益田さんのことが記述してあると、当市の計画としたらいいのかなと思う。出せるかどうかはわからないが…。合わせて、「9. 犯罪被害者等」に対して施策の方向性と取組のところ、関係機関等の連携が1番であげられてい</p>

	<p>るが、他のところを見ると、基本として意識啓発の推進がまず始めにあがっている。あえて、ここの犯罪被害者等に関しては、意識啓発の必要がないということなのかなと、抜いてあることに対して質問である。</p>
尾庭委員長	<p>率直な疑問だと思うが、どうでしょうか？北朝鮮による拉致問題の被害者として益田ひろみさんがいらっしゃる。現市長さんも放送を通じて呼びかけられた、ということを実行して行っておられるという事実がある。それから、犯罪被害者だが、強調すべきことを強調していったらいいのではないかと、ということで、検討をお願いしたい。それでよろしいでしょうか？</p>
佐々木委員	<p>はい。</p>
安部委員	<p>遡ったところで恐縮だが、障がい者のところで、「ウ 自立と社会参加の促進」とある。自立ということだが、障がいがあると自立ということは実際難しい。依存しなければ社会参加できないということがある。頼っていかねばできない面がある。それで、どういう言葉がいいかなと思っていましたが、障がいのある人の生活の質の向上、いわゆるQOLの向上ということで考えていったらどうかと思う。生活の質の向上と社会参加、生活の質の向上なので、その人その人の生活の質を向上させる、自分の能力を發揮すればいい、重度の人は重度なりの生活の質を向上できるという面がある。能力を十分に發揮するという言葉があったが、自立ということは難しいので、そういう言葉を使ったらいいかと思う。先程から、あいサポート運動という言葉をおっしゃっていた。私も視覚障がい難病だが、この間も松江まで行った。視覚障がい者の中・四国の大会があるので、ボランティア養成をしなければいけない。その時に、あいサポート運動ということで松江も取り組んでいる。そのための実際の研修を兼ねた形で、そういうことを実際にやっていかないと広がらない。高齢者の問題で、高齢者の生きがい活動とか、それぞれ能力とか、知的能力、身体的能力、色んな体力的なことがあるが、やはり、高齢者ならではの昔の知恵がある。所によっては、保育所や学校で高齢者と交流して行って、高齢者から色んな話とか、遊びをやっている。そういう社会活動が高齢者にとって生きがい、全体的・総合的な取組というところで関係づけていくことが大事だと思う。女性の問題でも働きやすい職場の話が出たが、パワハラとか犯罪に関わる問題に、その背景として、生活や経済的な問題とか、生活がしにくいストレス社会がある。そういう状況が犯罪に繋がったり、職場でのパワハラになったり、親が子どもへガンガン言ったり干渉したり虐待に繋がったり、色んなことに関連する。総合的な視点からの考察と取組を考えていく必要があると思った。それをどんなふうに具体的にやっていくか、いまいちだが…。</p>
尾庭委員長	<p>ありがとうございます。1つ具体的なことを思い出した。私のおじが97歳になる。数年前、内田分校から子どもたちから芋の掘り方を教えてくれと言われた。ものすごく喜んで行っていた。90過ぎても人のために役に立つ、支援される方でなく支援する方になれるという視点は大事だなと思った。それから、自立という言葉はなかなか難しい。自立ということはどう</p>

	<p>いうふうに捉えるかによると思うが、自立を自分の力で切り開くんだとしたら、すべての人に自立を求めるのは無理な話だ。やっぱり、私は、自立は人に助けを求める力をつけるのも自立の1つだと理解しているが、そういうふうに皆さんが共通理解をしているわけではないので、言葉を考えた方がいいかなと思う。また、検討していただくということをお願いしたい。よろしいでしょうか？</p>
齋藤委員	<p>自立は、寄り添うという意味もある。いわゆる障がい者に寄り添うという、ただ自立だからあなた方ちゃんと自立しなさいよということではなくて、共に寄り添って自立しましょうよという理解をしないといけない。</p>
尾庭委員長	<p>全ての委員さんに発言をしていただければと思っていたが、出来なかった。また、次回、今日の（会議）を受けて検討したいと思うので、お考えいただきご意見を頂戴したいと思う。私の方はここで議事を修了して事務局にお返ししたい。ありがとうございました。</p>
5 その他	
事務局	<p>○今後のスケジュール確認 11月上旬に第2回益田市人権・同和問題解決推進委員会でご検討いただきたい。その際には、担当部署の職員も同席する方向で調整したい。</p> <p>○情報提供（安部委員より） 9/22 映画「あい」上映、場所は駅前E A G A 3 階大ホールで無料で行うのでぜひご来場をお願いしたい。</p>
6 閉会	